

第5回教育委員会

令和4年3月24日
午後3時30分
本庁舎屋上会議室

案 件

議案第36号

「大阪市立小学校及び中学校における就学すべき学校の指定に
関する規則」の一部改正について

大阪市立小学校及び中学校における就学すべき学校の指定に関する 規則の一部改正について

1 改正の趣旨及び理由

本市では、児童・生徒が就学する市立の小・中学校及び義務教育学校について、就学に関する事務を区長に委任し、各区において学校選択制や指定校変更を実施している一方で、学校選択制や区が設定可能な指定校変更の方針案の作成については、教育委員会の権限に属する事務として大阪市教育委員会事務局等専決規程第4条により区担当教育次長の専決事項となっている。

しかし、本規則において、上記事務の権限の規定について明確でないことから、区長と区担当教育次長の権限について明確にするため、本規則の一部を改正する。

2 改正の内容

- (1) 区長と区担当教育次長の学校選択制にかかる事務の権限を明確化（第4条）
- (2) 区長と区担当教育次長の区で設定可能な指定校変更にかかる事務の権限を明確化（第15条）
- (3) その他必要な規定整備（第16条）

3 施行期日

公布の日

【参考】

○大阪市教育委員会の事務の委任等に関する規則（昭和28年8月7日(教)規則第9号）

第3条 委員会の権限に属する事務のうち、次に掲げる事務は、これを区長に委任する。

- (1) 略
- (2) 小学校児童及び中学校生徒の就学に関する事
- (3) 別に定める方針に基く小学校及び中学校の通学区域の設定並びに変更に関する事

○大阪市教育委員会事務局等専決規程（平成29年3月31日(教育長)達第2号）

(区担当教育次長専決事項)

第4条 区担当教育次長が専決できる事項は、その職名に冠された区の区域内における事項で次に掲げるものとする。

- (1) — (2) 略
- (3) 区内の小学校及び中学校における大阪市立小学校及び中学校における就学すべき学校の指定に関する規則(略)第4条に規定する学校選択制並びに同規則第15条に規定する指定校変更の方針案の作成に関する事
- (4) — (18) 略

議案第36号

大阪市立小学校及び中学校における就学すべき学校の指定に関する規則の一部を改正する規則案

大阪市立小学校及び中学校における就学すべき学校の指定に関する規則（平成25年大阪市教育委員会規則第40号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）の改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものを加える。

改正後	改正前
<p>(学校選択制)</p> <p>第4条 区長は、学校選択制を実施することができる。</p> <p>2 <u>学校選択制の実施の有無並びに実施する場合の手続及び要件（以下「学校選択制の方針」という。）については、あらかじめ区担当教育次長が作成した学校選択制の方針案をもとに、教育委員会の会議の議決により決定する。</u></p> <p><u>3 区長は、前項の議決があったときは、学校選択制の方針について、公表しなければならない。</u></p> <p>(区が設定可能な指定校変更の要件)</p> <p>第15条 [略]</p> <p>2 <u>前項各号による指定校変更の実施の有無並びに実施する場合の手続及び要件（以下「指定校変更の方針」という。）については、あらかじめ区担当教育次長が作成した指定校変更の方針案をもとに、教育委員会</u></p>	<p>(学校選択制)</p> <p>第4条 区長は、学校選択制を実施することができる。</p> <p>2 <u>区長は、学校選択制の実施の有無並びに実施する場合の手続及び要件について、あらかじめ教育委員会の会議において議決を得た上で、公表しなければならない。</u></p> <p>[新設]</p> <p>(区が設定可能な指定校変更の要件)</p> <p>第15条 [同左]</p> <p>2 <u>区長は、前項各号に掲げる要件により指定校変更を行う場合は、当該要件について、あらかじめ教育委員会の会議において議決を得た上で、公表しなければならない。</u></p>

<p>の会議の議決により決定する。</p> <p><u>3</u> 区長は、前項の議決があったときは、<u>指定校変更の方針について、公表しなければならない。</u></p> <p><u>4</u>～<u>6</u> [略]</p> <p>(指定校変更の手續)</p> <p>第16条 第13条、第14条第4項及び前条第<u>6</u>項の申立を行う場合は、別に定める書類を提出するものとする。</p> <p>2・3 [略]</p>	<p>[新設]</p> <p><u>3</u>～<u>5</u> [同左]</p> <p>(指定校変更の手續)</p> <p>第16条 第13条、第14条第4項及び前条第<u>5</u>項の申立を行う場合は、別に定める書類を提出するものとする。</p> <p>2・3 [同左]</p>
<p>備考 表中の[]の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である</p>	

附 則

この規則は、公布の日から施行する。